

営業店業務に役立つ  
登記実務アラカルト

不動産登記では、(根)抵当権の設定や抹消のほか、債務者の氏名(名称)や住所(本店)、債務者等の変更や更正が認められています。一方、動産・債権譲渡登記では、譲渡登記、延長登記、抹消登記、債権譲渡登記ではさらに質権設定登記がありますが、変更や更正登記が認められていません。例えば、担保対象となる動産や債権の内容に変更や誤りがある場合にその内容を登記に反映したいときには、再設定として、譲渡登記をする必要が生じます。

動産・債権譲渡登記に特有なものとしては、延長登記があります。延長登記とは、登記の存続期間を延長することをいいます。登記の存続期間が満了するごと、登記官の職権によつて、登記申請をすることなく登記が抹

2 登記の種類

不動産の（株）担当林記入登記の登録免許税は、原則として、債権額（極度額）に0・4%の税率を乗じた額となります。例えば、債権額（極度額）が1億円であれば、登録免許税は40万円であり、債権額（極度額）に比例することになります。一方、動産・債権譲渡登記では、債権額にかかわらず7500円の登録免許税となります。担保設定にかかる登記の見積書提示の際に、登記費用が意外とかからない旨の反応を行職員の方々がされることがあります。これは、動産・債権譲渡登記の登録免許税の額が債権額（極度額）と連動していない点に起因している

### 3 担保設定時のコスト

消されることになります。登記の存続期間は、動産では原則10年以内、債権では原則5年以内（債務者が不特定の場合は10年以内）です。登記の存続期間が満了する前に延長登記をすることで登記が抹消されないとすることになります。

100

なじみがあると思われる（根抵当権設定登記等の不動産登記）

一沿用される動産 信林書源登  
記について、金融機関において

Lendingの頭文字をとつたもの（））といふ、直訳するべく、“資産に基づく貸出”を意味します。動産や債権を担保とする場合には、動産譲渡登記や債権譲渡登記（以下、区別がない場合は、まとめて「動産・債権譲渡登記」という）を活用することがあります。

本稿では、ABLの一環として活用される動産・債権譲渡登記

1 設定者の範囲

担保設定の場面で“登記”を活用する点では、不動産と動産、債権で共通しているものの、これらの登記制度自体は大きく異なっています。動産・債権譲渡登記を理解するうえでは、不動産の（根）抵当権設定登記とは全くの別物というイメージをもつことがポイントといえます。

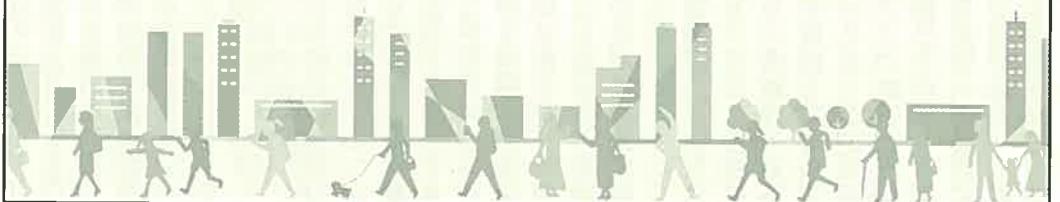
## 二 不動産登記と動 産・債権譲渡登記の 比較

との比較に重きを置いて解説します。

営業店業務に役立つ

# 登記実務アラカルト

司法書士法人鈴木事務所 司法書士  
**本橋 實樹**



# 営業店業務に役立つ 登記実務アラカルト

【図表3】登記記録例3：債権譲渡登記の登記事項証明書（個別事項（抜粋））（※概要事項は省略）

# 登記事項証明書

|  |  |        |
|--|--|--------|
| 【債権通番】: 000001    【債権の管理番号】: -   |  | 債権個別事項 |
| 【原債権者】:<br>【本店等】: 東京都新宿区新宿○丁目○番○号<br>【商号等】: 株式会社 ABC 商事<br>【会社法人等番号】: ○○○○01○○○○○○ |  |        |
| 【債務者】:<br>【本店等】: 東京都中野区野方一丁目○番○号<br>【商号等】: 債権一郎<br>【会社法人等番号】: -                    |  |        |
| 【債権の種類】: 売掛債権<br>【債権の発生年月日(始期)】: 令和○年4月1日<br>【債権の発生年月日(終期)】: 令和○年3月31日             |  |        |
| 【債権の発生原因】: -<br>【発生時債権額】: -<br>【譲渡時債権額】: -<br>【弁済期】: -<br>【外貨建債権の表示】: -<br>【備考】: - |  |        |
| 【登記番号】: -<br>【登記年月日】: -<br>【登記原因日付】: -<br>【登記原因(契約の名称)】: -                         |  | 一部抹消事項 |

【検索の対象となった記録】令和5年○月○日現在

上記のとおり債権譲渡登記ファイル(除く閉鎖分)に記録されていることを証明する。

令和5年○月○日

東京法務局 登記官

法務 太郎

(注) この証明書は、債権の存否を証明するものではありません。

(2/2) [証明番号] 20230001235 (1/)

【図表4】不動産登記と動産・債権譲渡登記の主な比較

|                   | 不動産登記                          | 動産・債権譲渡登記   |
|-------------------|--------------------------------|---|
| 登記簿の編成            | 不動産（土地・建物）ベース                  | 譲渡人ベース  |
| 活用対象              | 法人・自然人問わず                      | 譲渡人（設定者）は法人のみ   |
| 登記の種類             | 設定・移転・変更・更正・抹消等                | 譲渡・延長・（一部）抹消  |
| 法務局の管轄の基準         | 不動産の所在地ごと                      | 動産・債権で全国各1戸<br>(動産：東京法務局民事行政部動産登録課)<br>(債権：東京法務局民事行政部債権登録課) |
| 補正                | あり                             | なし（申請書類に不備がある場合は却下）   |
| 登記申請から完了までの期間     | 数日                             | 即日（30分～1時間程度）   |
| 登記添付書類の原本還付       | 一部可                            | 不可  |
| 登録免許税             | (根) 抵当権設定の場合は債権額（極度額）に0.4を乗じた額 | 債権額にかかわらず一定額（7,500円）  |
| 登記の存続期間           | なし                             | あり（動産：原則10年、債権：債務者特定は原則50年、不特定10年）                          |
| 証明書の交付申請者         | 全部事項証明書：誰でも取得可能                | 登記事項証明書：譲渡人や譲受人等の一定の者に限定                                    |
| 証明書の交付費用          | 全部事項証明書1通600円                  | 登記事項証明書1通800円（動産）<br>登記事項証明書1通500円（債権）                      |
| インターネット登記情報提供サービス | 全部事項証明書1通332円                  | 登記事項証明書は利用対象外<br>(概要記録事項証明書は1通142円)                         |
| 証明書交付申請時の添付書類     | なし                             | 交付申請者の資格証明書（または会社法人等番号）・印鑑証明書（いずれも発行後3ヶ月以内）                 |

【個別事項】には、動産や債権の詳細が記載され、どの動産や債権が担保の対象となってい るのかを読み取ることができま す。

くまでも動産や債権の譲渡が  
あつた旨を証明することを意味  
します（図表4）。

四  
最後に

機関において、ABLの一環として動産・債権譲渡登記を活用する際には、ぜひ登記の専門家である司法書士と連携いただけ



合はは、法務局は持参または郵送によることになります。司法書士が持参で登記申請する案件では、地域によっては新幹線や飛行機等を利用したり、東京近郊で前泊したりする必要があり、登記申請にかかる日当が生じるケースも考えられます。

## （六）登記事功證明書の取得

場合には、法務局は持參または垂送によることがあります。司法書士が持參で登記申請する案件では、地域によっては新幹線や飛行機等を利用したり、東京近郊で前泊したりする必要があり、登記申請にかかる日当が生じるケースも考えられます。

## 6 登記事項証明書の取得

不動産登記の全部事項証明書は、全国の法務局において誰でも取得することができます。イン

一方、動産・債権譲渡登記の登記事項証明書の取得は、個別事項欄に営業秘密等の機密情報が含まれており、譲渡人と譲受人等の一定の範囲の者に限定されています。また、登記事項証明書の交付申請先は、登記申請スでも同様の登記記録の内容を確認することができます。全部事項証明書を交付申請する際には、交付申請書のほかに添付書類は不要です。

と同じく、動産の場合は東京法務局民事行政部動産登録課、債権の場合は東京法務局民事行政部債権登録課であり、全国でそれぞれ1庁です。登記事項証明書を交付申請する際には、交付申請書のほか、添付書類として、譲渡人または譲受人の印鑑証明書、資格証明書（または会社法人等番号の提供）が必要となります。動産・債権譲渡登記の申請と登記事項証明書の交付申請では、それぞれ印鑑証明書の添

設定者となる譲渡人へパスで編成され、「概要事項」(図表1)と「個別事項」(図表2・3)で構成されます。不動産登記のように、所在や地番等が記載される表題部や、権利部甲区・乙区は設けられていません。「概要事項」には、当事者である譲渡人と譲受人のほか、登記原因や登記の存続期間等が記載されます。不動産登記とは異なり、登記年月日時として時刻まで記載されます。

### 【図表1】登記記録例1：動産譲渡登記の登記事項証明書（概要事項）

| 登記事項証明書                   |      |
|---------------------------|------|
| 【登記の目的】: 動産譲渡登記           | 概要事項 |
| 【譲渡人】                     |      |
| 【本店等】: 東京都新宿区新宿○丁目○番○号    |      |
| 【商号等】: 株式会社ABC商事          |      |
| 【会社法人等番号】: ○○○○○1○○○○○○○  |      |
| 【取扱店】: —                  |      |
| 【日本における営業所等】: —           |      |
| 【譲受人】                     |      |
| 【本店等】: 東京都中野区中野○丁目○番○号    |      |
| 【商号等】: 株式会社DEF銀行          |      |
| 【会社法人等番号】: ○○○○○1○○○○○○○  |      |
| 【取扱店】: 新宿支店               |      |
| 【日本における営業所等】: —           |      |
| 【登記原因日付】: 令和○年○月○日        |      |
| 【登記原因(契約の名称)】: 譲渡担保       |      |
| 【登記の存続期間の満了年月日】: 令和○年○月○日 |      |
| 【備考】:                     |      |
| 【申請区分】: 出頭                |      |
| 【登記番号】: 第2023-1000号       |      |
| 【登記年月日時】: 令和○年○月○日 ○時○分   |      |

## 【図表2】登記記録例2：動産譲渡登記の登記事項証明書（個別事項）

|   |        |
|---|--------|
| 登記事項証明書   |        |
| 【動産の通番】: 0001   | 動産個別事項 |
| 【種類】: 貴金属製品   |        |
| 【特質・所在】: 東京都新宿区新宿○丁目○番○号  |        |
| 【動産区分】: 集合動産  |        |
| 【備考】<br>動産の内訳: 指輪、イヤリング、ネックレス、保管場所の<br>名称: 株式会社 ABC 商事第1倉庫                        |        |
| 【登記番号】: —   | 一部抹消事項 |
| 【登記年月日時】: —   |        |
| 【登記原因日付】: —   |        |
| 【登記原因(契約の名称)】: —  |        |
| 【検索の対象となった記録】令和5年○月○日現在<br>上記のとおり動産譲渡登記ファイル(除去閉鎖分)に記録されていることを証明する。                |        |
| 令和5年○月○日  |        |
| 東京法務局 登記官 ○○ ○○ 印   |        |
| 注1 この証明書は、動産の存否を証明するものではありません。  |        |
| 2 動産の所在によって特定する場合には、保管場所にある同種類の動産の全て(備考で更に特定されている場合には、その動産の全て)が譲渡の対象であることを示しています。 |        |
| 3 【特質・所在】の項目には、個別の動産の場合には動産の特質が、集合動産の場合には動産の所在が記載されます。                            |        |
| (2/2) [証明番号] 20230001234 (1/1)  |        |

### 三 登記事項証明書の見方

付が必要ですが、いざ  
れも原本還付ができる  
と、兼用もできません。  
例えば、動産譲渡登記  
の申請と譲渡人による  
登記事項証明書の交付  
申請の場合は、譲渡  
人の印鑑証明書（発行  
後3カ月以内）は2通  
必要となります。

# 銀行法務21

Banking Law Journal 21

5

2023

No.898

今月の解説①

「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の課題、その実務への当てはめ(上)

北海道銀行 融資部 上席融資役

佐々木 宏之

今月の解説②

日証協の投資勧誘規則等の改正と  
これからの仕組債販売  
における適切な業務運営(上)

中央総合法律事務所 弁護士

本行 克哉

今月の解説③

任意後見と取消権

経済法令研究会 講師

高橋 恒夫

論考

今こそ不動産融資への  
取組みを考える(下)  
——不動産会社、不動産融資の  
現場対応

TFL株式会社 代表取締役

氣田 浩司

法務時評

経営者保証の意義を抜本的に  
考えるタイミング

追手門学院大学 経営学部長・教授

水野 浩児



経済法令研究会